

協力会社事業主の皆様へ ～送り出し教育の実施にあたり～

労働災害の発生状況を見ると、現場に入場してから短期間で被災するケースが多く見られます。こうしたことから、熟練した作業員であっても新たな現場では、その現場特有のルールや危険が存在する作業環境、作業手順を十分に理解したうえ作業しなければなりません。

そのため、「送り出し教育」により、新規の現場で働くことになった作業員に対して、協力会社の事業主のみなさまが、当社が行う「新規入場者教育」前までに、現場の工事概要、現場のルール、作業手順の確認など自ら行い、現場における労働災害防止にあたっての有効な手立てとするものです。

事業主のみなさまにおかれましては、送り出し教育の必要性を十分認識していただき、自社からは労働災害を発生させないという心構えを改めて自覚して、作業員を労働災害に合わせないことと併せて、作業員の安全意識の向上を促し、植木組と一体となって安全管理を進めていかれるようお願いします。

●「送り出し教育」とは

1. 事業者が、自社又は後次の協力会社を、新たな現場に送り出す際、その現場の状況を把握し、自ら実施する安全衛生教育です。
2. 労働安全衛生法では、「事業者は、労働者を雇い入れたとき（新規の作業場に入場させる時も含む）又は、作業内容を変更したときは、安全衛生教育を行わなければならない」と規定されています。
3. 法的には、安全衛生教育の実施責任は、2次下請け以降の協力会社であっても、事業主にありますが、植木組では、原則として工事を契約している1次の協力会社が後次の協力会社に対しても「送り出し教育」を実施していただきます。
4. 送り出し教育の実施にあたっては、植木組が必要な情報・資料の提供などサポートいたします。

●「送り出し教育」の進め方

1. 実施時期

植木組から工事を受注したら、速やかに作業所長などから「作業所資料（5. に示す資料）を取り寄せ現場に入場する前に実施する。

2. 教育実施者

植木組から工事を請負った1次の事業主、事業場の安全担当者、職長・安全衛生責任者など

3. 教育対象者

植木組から請負った工事に従事する全ての作業員（後次の協力会社作業員も含む）

4. 「送り出し教育」の実施時期・時間

- (1) 植木組の現場へ入場する前日までに実施し、「送り出し教育実施報告書」に内容を記入し作業所長に提出する。
- (2) 1時間程度

5. 「送り出し教育」の内容

- (1) 工事概要（工事名、工事場所、工事概要、作業所長名など）
- (2) 作業所のルール、安全衛生計画・目標など（植木組から資料など提供）
- (3) 自社が担当する工事（作業）に対する安全への取り組み
 - ① 担当する工事概要（作業内容、工期、職長・安全衛生責任者名など）
 - ② 担当する工事（作業）の安全目標、重点的に取り組む災害防止対策
 - ③ 作業に必要な免許・資格の確認
 - ④ 重機等の年次法定点検の実施確認
 - ⑤ 担当する工事（作業）の作業手順作成と周知

6. 「送り出し教育」の具体的実施方法（例）

- (1) 作業所全体の工事概要、作業所のルール、安全衛生計画・目標・安全施工サイクル等は、事業者が工事受注後すみやかに元請作業所に確認し、送り出し教育で活用する。
- (2) 送り出し教育で行う自社が担当する工事概要は、協力会社提出書類「作業所安全衛生管理計画書」（様式2-1）を活用して行う。
- (3) 自社が担当する工事（作業）の作業手順書を事前に作成し、関係者に周知する。
（変更事項等が発生した際も関係者に周知してから作業に取りかかる。）
- (4) 担当する工事（作業）の安全目標、重点的に取り組む災害防止対策も「作業所安全衛生管理計画書」を活用して行う。
- (5) 作業に必要な免許・資格の確認は、「労働者名簿」（様式2-4）を活用して行う。
- (6) 重機等の年次法定点検の実施確認は、「持込機械等使用届」（様式2-6、2-7及び2-8）を活用して行う。

注）各様式は当社のHPに掲載してあります。